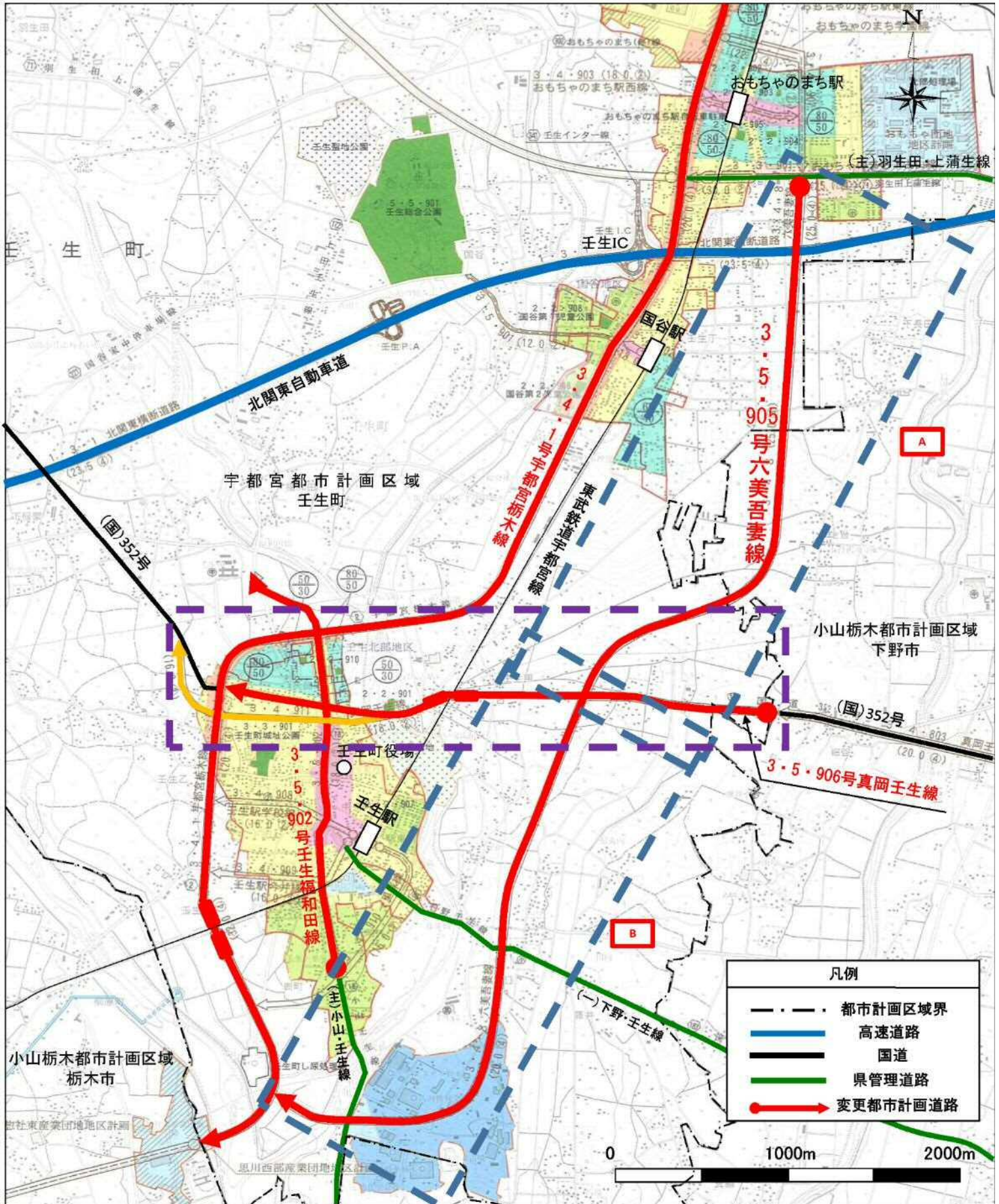


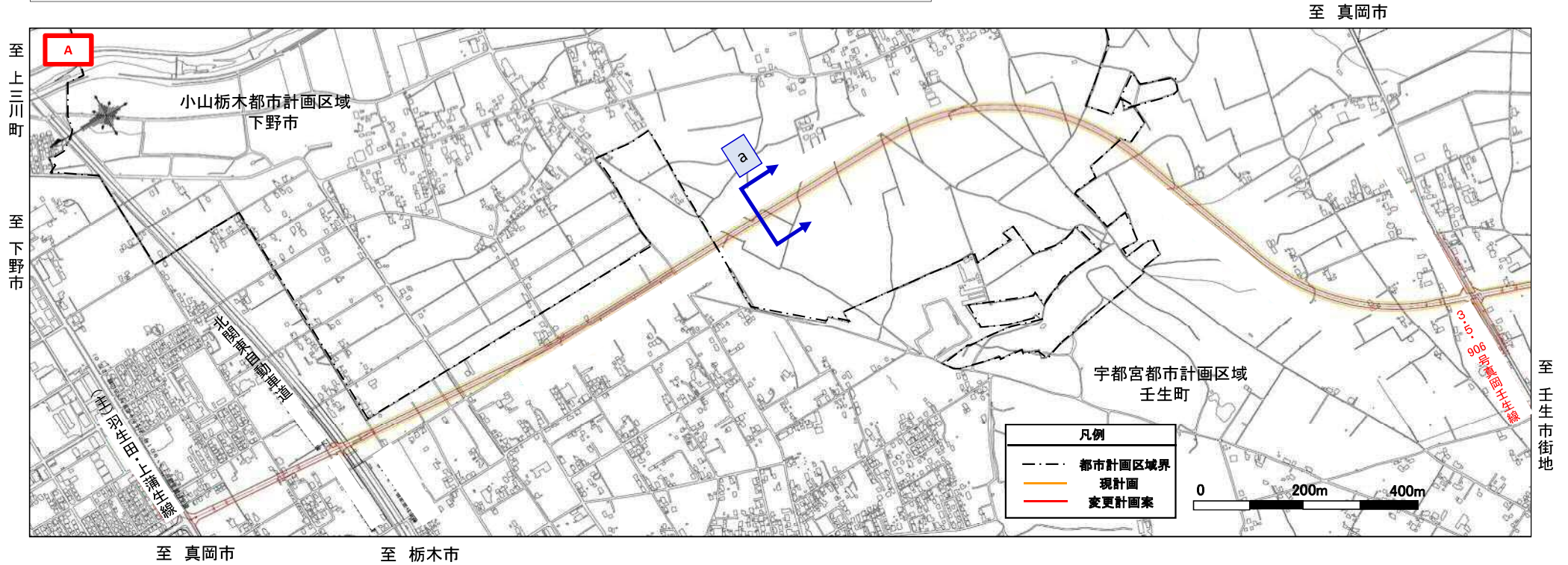
第1号議案 宇都宮都市計画道路の変更について

都市計画道路3・5・905号六美吾妻線及び3・5・906号真岡壬生線ほか2路線

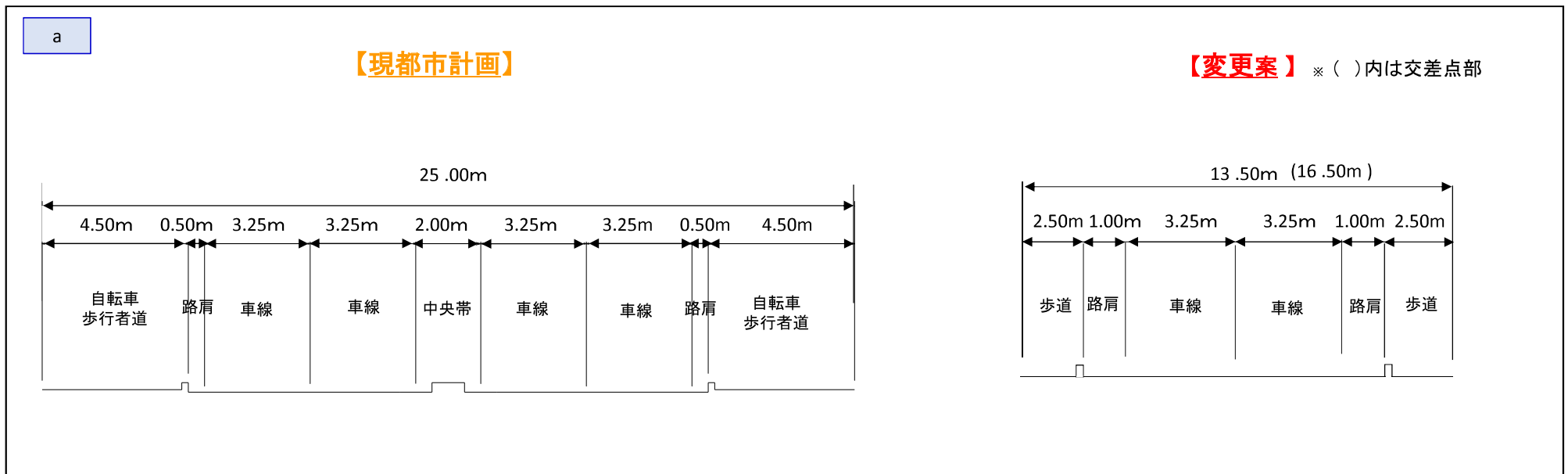
1 位置図(3・5・905号六美吾妻線)



2 平面図(3・5・905号六美吾妻線 北関東自動車道～真岡壬生線)



3 横断図(3・5・905号六美吾妻線 北関東自動車道～真岡壬生線)



変更理由書

本理由書は、宇都宮都市計画道路 3・4・1 号宇都宮栃木線、3・4・8 号六美吾妻線、3・4・911 号真岡壬生線及び 3・5・902 号壬生福和田線の変更についての理由を示したものである。

1 都市計画の位置・現況等

3・4・1 号宇都宮栃木線は、宇都宮市松原 2 丁目（3・3・102 号桜通り平出線交差点）を起点として、幹線街路である 3・4・901 号真岡壬生線と交差し、終点の壬生町大字壬生甲字下山（栃木市行政境）へ至る延長約 20,260m の幹線街路であり、主要地方道宇都宮栃木線として整備が進められてきた路線である。

3・4・8 号六美吾妻線は、壬生町大字壬生丁字六美（3・3・901 号おもちゃのまち下小山線交差点）を起点として、幹線街路である 3・4・901 号真岡壬生線と交差し、終点の壬生町大字壬生乙字下川原（3・4・1 号宇都宮栃木線交差点）へと至る延長約 8,020m の幹線街路であるが、一部暫定整備済の区間があるものの全線にわたって未整備となっている。一部の区間を除いて車線数は 4 車線で都市計画決定しており、幅員は起点から 3・4・901 号真岡壬生線までの区間が 25.0m（土地区画整理事業地内は 16.5m）、3・4・901 号真岡壬生線から終点までの区間が 20.0m となっている。

3・5・902 号壬生福和田線は、壬生町表町（3・4・910 号一里塚線交差点）を起点として、幹線街路である 3・4・901 号真岡壬生線と交差し、終点の壬生町大字壬生甲字宝祭へ至る延長約 2,800m の幹線街路であり、主要地方道小山壬生線及び一般県道上田壬生線として整備が進められてきた路線である。

3・4・911 号真岡壬生線は、壬生町大字藤井字向久保（下野市行政境）を起点として、幹線街路である 3・4・8 号六美吾妻線及び 3・4・1 号宇都宮栃木線と交差し、終点の壬生町大字壬生乙字西高野裏へと至る延長約 4,050m の幹線街路であるが、全線にわたって未整備となっている。一部の区間を除いて車線数は 2 車線で都市計画決定しており、幅員は起点から 3・4・8 号六美吾妻線までの区間が 20.0m、3・4・8 号六美吾妻線から 3・4・1 号宇都宮栃木線までの区間が 18.0m、3・4・1 号宇都宮栃木線から終点までの区間が 16.0m となっている。

2 変更の理由

3・4・8 号六美吾妻線及び 3・4・911 号真岡壬生線は、壬生町内外の市街地間を連絡する幹線街路として、配置されたものである。しかし、当初の都市計画決定時から社会情勢や周辺道路網、交通の状況が大きく変化しており、将来交通需要や土地利用計画を勘案し、幅員及び車線数等を変更するものである。

併せて、3・4・1 号宇都宮栃木線及び 3・5・902 号壬生福和田線については、3・4・911 号真岡壬生線の法線変更に伴い、交差点部の位置を変更するものである。

3 変更の内容

次のように都市計画を変更する。

名称	内容
3・4・1 号宇都宮栃木線	・ 3・5・906 号真岡壬生線の法線変更に伴い、交差点の位置を変更する。
3・5・902 号壬生福和田線	・ 3・5・906 号真岡壬生線の法線変更に伴い、交差点の位置を変更する。
3・5・905 号六美吾妻線	・ 名称を 3・4・8 号六美吾妻線から 3・5・905 号六美吾妻線に変更する。 ・ 車線の本数を 2 車線に変更する。 ・ 幅員を W=13.5m に変更する。
3・5・906 号真岡壬生線	・ 名称を 3・4・911 号真岡壬生線から 3・5・906 号真岡壬生線に変更する。 ・ 一部区間について法線を変更し、終点の位置を変更する。 ・ 幅員を W=14.5m に変更する。

西坪山工業団地東地区産業団地整備計画の概要

1. 土地利用計画

① 産業用地の配置方針

- 産業機能としては、工業・研究開発施設及び物流施設の誘致を図る。
- 立地企業の用地ニーズに柔軟に対応できるようオーダーメイド型開発により、敷地の分割、統合を図れるような区画割りを図る。
- 団地の外周部には、周辺の景観や環境等に配慮するため、原則として緩衝緑地帯（敷地内緑地）を配置する。

② 公共施設等の整備方針

<道路>

- 本団地へのアクセスは、西坪山工業団地の市道 1-16 号線より行うものとし、右図に示すような主要区画道路（幅員 12m）や区画道路（幅員 9m、7m）を整備する。

<公園・緑地>

- 公園緑地については、「栃木県開発許可事務の手引き（開発行為の技術基準）」に基づき、開発面積の 3%以上を確保する。
- 地区西側の山林エリアは、埋蔵文化財包蔵地、貴重な植物の分布、地域計画対象民有林が重複していることから、保存緑地として確保し、調整池の水辺空間と一体となった憩いの森として整備する。

<調整池・排水、上水道等>

- 開発に伴う雨水流出量の増加を抑制するため、既存調整池に隣接して新たな調整池を設置する。
- その他、道路整備に合わせて、雨水排水施設や污水排水施設、上水道施設を整備する。

<土地利用計画表> 開発面積 : 33.3 ha

区分	面積(ha)	比率(%)	摘要
産業用地	27.60	82.9	緩衝緑地帯を含む
公共用地	道路	2.77	区画道路 (W=12.0m、W=9.0m、7.0m)
	公園緑地	1.93	保存緑地(1.9ha) 開発面積の 3%以上を確保
	調整池	1.00	1箇所 (調整池容量 約 16,800m ³)
	小計	5.70	17.1
合計	33.30	100.0	

2. 整備スケジュール

- 令和元年度 県・国関係協議（農林調整、河川・治水協議等）、文化財試掘調査
- 令和2年度 用途区分（工業専用地域）の変更(市街化区域編入面積 35.7ha)
- 令和3年度～ 用地買収
- 令和4年度～ 造成工事

